事例5

近隣住宅のフェンスの一部を壊したが、全面的な張替えを要求された。

【概要】 授業中に敷地外に出たボールが、隣接している住宅のフェンスに当たり、一部を破損してしまった。謝罪は受け入れてもらえたが、全面的な 張替えを要求されて困っている。

◇授業中に隣接住宅のフェンスを破損◇

Aさんは、この学校の卒業生で、親の代から学校に隣接する家に住んでいる。ある日の体育の授業中、生徒の蹴ったサッカーボールが防球ネットの隙間を抜けて外に出てしまい、Aさんの住宅のフェンスに当たり、その一部を破損してしまった。

担当教員と当該生徒がすぐにAさんのお宅に謝罪に伺ったところ、「丁寧に御挨拶いただき恐縮しています。」と謝罪を受け入れてくれた上、「生徒さんが思い切り体を動かすのは、元気な証拠です。これからもスポーツや勉強を頑張ってくださいね。」と言われたので安心し、管理職にもその旨を報告した。

◇保護者と生徒の謝罪を受け入れたAさん◇

当該生徒の保護者にことの経緯を連絡するとすぐに母親が来校し、子供が学校に迷惑をかけて申し訳ないと言うだけでなく、放課後当該生徒と共に、菓子折りを持って、再度Aさんのお宅に謝罪に向かった。

Aさんは、母親と当該生徒に対して、「お忙しいのにわざわざいらしていただき、かえって申し訳ありません。息子さんをあまり責めないでくださいね。今どき珍しい誠実なお子さんですね。」と言い、菓子折りは受け取らなかった。

◇学校のとった再発防止策◇

学校は防球ネットの修理を行った。また、保健体育科の教員は、ボール競技の授業の際には、生徒に敷地外にボールを出さないように注意を促すとともに、練習場所の位置を工夫するなど再発防止の配慮を行った。Aさんは時々授業の様子などを見ているようであったが、特に教員や生徒に話

し掛けてくることはなかった。

◇リフォーム業者からの見積書◇

数日後、学校にリフォーム業者からAさんの家のフェンス工事の見積書が届いた。内容は、破損した部分だけでなく、全面的な張替えが想定されていた。事務室職員が業者に問い合わせると、Aさんから学校に送るように言われたとのことだった。

事務室職員が、破損したのは一部だったので、部分的な修理はできないのかと質問すると、全面を張り替える必要はなく、部分的な修理でも可能ということであった。

◇修理を巡る見解の相違◇

事務室職員は経緯を副校長に報告するとともに、教育委員会の予算担当者に今回の修理に関する助言を求めたが、原則として破損した箇所の修理費を負担することが妥当であるとの回答を得た。

副校長がAさんの家に出向き、改めて管理職として謝罪をするとともに、見積書が届いたが学校の予算では全面の張替えは無理なので、部分的な修理でお願いしたいという話をした。しかし、Aさんは一部の修理では色が微妙に違ってしまい、他とのバランスが悪くなるため、全面的な張替えをしてほしいとの要求を繰り返した。

◇変わらないAさんの主張◇

Aさんはさらに、これまでにもボールが庭に度々入ってきて植木鉢に当たったり、自転車を倒されたりしたことがあったが、笑顔でボールを生徒に返してきたこと、校内放送や部活動の掛け声の騒音が気になるが我慢してきたことなどを話した。そして、せめてフェンスくらいきちんと直してほしいと付け加えた。

副校長は、これまでの状況について把握していなかったことを再度おわびしたものの、フェンスについては、破損した箇所についての修理費以外は難しい状況であり、Aさんの理解を得るにはどうしたらよいか困っている。

事例5 弁護士の視点

◆法的には部分修理が妥当と考えられる◆

この件については、学校の対応に特に問題はないと考えられます。

壊れた部分の修理については費用を負担するということを学校から伝えていますが、これは法的には全く問題のない回答といえます。

過失等により他人の所有物の一部を破損した場合、法的には部分的な修理が妥当とされる場合が多いです。ただし、全体が不可分で破損部分の修理のみでは機能しない、部分的な修理では安全性に問題が出る、部分的な修理よりも安価で対応できるといった場合には、全部の修理が妥当なこともあります。

フェンスの色が微妙に違ってしまい、他とのバランスが悪くなるということで、Aさんは全面的な張替えをしてほしいと希望されていますが、「色が微妙に違う」ということだと機能的に不可分とは言い難く、法的な保護に値しないとされる場合が多いです。

◆部分修理しかできない理由を丁寧に説明する◆

近隣のAさんのそれまでの行動は、特に難しい方とか問題のある行動をされる方とは思えないのですが、最後の「フェンスを全部張り替える費用を払ってくれ。」というところは理解できません。

問題は、部分修理しかできないことを、学校がどのようにAさんに伝えるかということです。まず、学校側はAさんにフェンスを壊してしまったこと、修理についてご要望にお応えすることができないことを十分におわびしましょう。

また、おわびとともに学校の予算執行のルールについて説明し、学校の対応としてはこれ以上できませんということを伝えるなど、フェンス全体の修理ができない事情を丁寧に話すことが大切だと思います。

管理職が、不足した金額をポケットマネーで支払うというのは避けなければなりません。 たとえこの事案が収まったとしても、別の事案が発生したときに再度同種の要求が出され たり、別の方からの請求が発生したりすることにつながる場合があります。

◆法的な正当性のみを主張すると対立が深まる◆

経緯を見ると学校は非常に丁寧に対応していると思われます。繰り返し丁寧に説明しているにもかかわらず、Aさんの理解が得られないこともあるでしょう。そのようなときには、フェンス全体を修理することが法的な保護に値しないということに触れたくなるかもしれません。

しかし、Aさんに対して、学校側の主張の妥当性を法的な観点で説明することで、不必要な対立を招く可能性もあるので注意しましょう。このような場合には、Aさん自身に法律の専門家に相談していただくよう提案してみるのもよいでしょう。

◆「毅然と」の意味を正しく捉える◆

Aさんは、「今まで様々なことを我慢してきたから、今回は全部張り替えろ。」と主張しているのではないかと推測します。この問題が個人的なことであるならば、個人としてフェンスの修理代を出せばよいという気持ちになるかもしれませんが、本件は学校としてどうするかを考える必要があります。これしか出せないと言い続けるしかないのです。フェンスを全部張り替えることはできないけれども、何かあったら小さなことでも躊躇しないで学校に言ってくださいという姿勢が鍵となります。

副校長を中心にAさんを定期的に訪問することも大切です。訪問を断られたからといって縁を切るのはかえってよくありません。これまでにも何かあったかもしれません。相手の要望に対しては、折れないでやんわりと断ります。「毅然と」とよく言われますが、使い方を間違えると逆効果になります。「毅然と」とは強く言うことではなく、発言や対応の軸がぶれないことです。訪問は複数で行った方がよいと考えます。一人は避けましょう。

◆これまでの学校に対する不満を受け止め、相手の事情を把握する◆

一部分ではなく全体を直せと言うのには何か背景があるはずです。相手の事情を聞きだせれば、「そのようなお気持ちなのですね。」とその気持ちは受け止めた上で、「残念ですが △万円しか出せないのです。」「申し訳ありませんが予算としては、これだけしか出せません。」と、こちらの事情を理解してもらうことができるはずです。

Aさんが笑顔で言ったことも事実でしょうが、請求書については、これまでの不満がたまった後のものと読み取れます。なぜそうなったかを考えるためには、学校がこの家庭と関係をもって不満を引き出す必要があります。問題がこじれていく背景には、学校が誠意をもって対応しているつもりでも、実は課題があることも多くあります。このような場合、人を代える、時間をおいて連絡を取るなど、何か別のやり方でつながる必要があります。

相手に悪意があるかどうかは、話をしているうちに分かってきます。学校だけの判断では難しいときは、管轄の教育委員会や専門家等の助言を得たり、民生児童委員や保健師など行政系の専門家等の協力を求めたりする必要があります。連携の際には、一方的に情報を得ようとするのではなく、学校の対応について相談をするという姿勢が大切になります。

◆互いの逃げ場をもちながら関わり続ける◆

見解の相違は仕方がないとしてそのまま放置しておくと、当然と言えば当然のことですが、かえって苦情が深刻化する可能性があります。その場合は、仕切り直しをします。「節度ある押し付けがましさ」という考え方があります。これは互いの逃げ場を確保しながら、関わるということです。例えば、1か月後に連絡させてくださいという手紙だけを送ることも一つの方法です。これは、先方にも断る権利が与えられたことになります。

もう来ないでくれと言われた場合でも、3回訪問したら間を空ける。土日などの休みを挟むなどの間を取る。学校は、関わりをもちたいという積極性は出すべきです。Aさんが在校生の保護者の場合は、「お子さんのためにも連絡はさせていただきます。」と言うことができるはずです。